

「こうのとりのゆりかご」の運用状況の検証に関する報告（NO. 2）

平成19年5月10日の「こうのとりのゆりかご（以下、「ゆりかご」という。）」の運用開始から8箇月、平成19年10月25日の第一回検証結果報告（以下、「前回検証」という。）から3箇月が経過したが、前回検証時以降、当部会及び市・県で実施した慈恵病院からの報告聴取や関係機関との情報交換等によって判明している平成19年12月末日までの「ゆりかご」の運用状況について、次のとおり報告する。

1 「ゆりかご」の利用状況について（平成20年1月16日現在）

前回検証では、「ゆりかご」の利用状況に関しては多くの人々による社会的検証の必要性があることから、運用開始から一年間の項目を統計処理して可能な限り公表することが望ましいと指摘したところである。

このため、当部会において公表項目案の検討を開始したところであり、「ゆりかご」の運用開始から一年が経過する本年5月に開催予定の要保護児童対策地域協議会代表者会議での審議後に公表されることとなる「ゆりかご」の利用状況に関する統計項目について、本年4月に実施する第3次（平成20年1～3月期）検証時に当部会としての案を取りまとめることとする。

2 違法性の検討について

現在までの「ゆりかご」の運用状況に刑事法上の「明らかな違法性」は認められない。なお、子どもの権利を侵害していないかについては、引き続き個別の運用状況の中・長期的に検討する必要がある。

3 許可時の留意事項の遵守状況について

（1）子どもの安全確保

子どもの安全確保については、引き続き設備・運用両面の改善に取り組まれており、前回検証時以降も大きな問題の発生は確認されていない。また、平成19年9月19日に実施した当部会による「ゆりかご」視察時の委員指摘事項についても、改善結果を確認したところである。

- ① 設備の保守点検は、マニュアル通り一日3回実施されており、適正に記録されている。
- ② 「ゆりかご」の扉の開閉・施錠は操作マニュアル通りに運用されており、その後、トラブルは発生していない。

③ 関係職員による運営会議は、9月以降5回開催されており、「ゆりかご」の運用に関する各種連絡・調整が図られている。

(委員からの指摘に基づく改善事項)

- ・ インファントウォーマーの転落防止用柵の嵩上げは、10月20日に完了。
- ・ テレビカメラの録画作動にタイムラグが無いことについては、メーカーに確認済み。
- ・ 病院での関係記録は、施錠できる部屋に施錠付の専用キャビネットを設置し、毎日確実に施錠を行って保管している。
- ・ 「ゆりかご」の利用があり付属品があった場合には、慈恵病院がリストを作成した上で児童相談所へ引継ぐことで合意している。同様に、子どもの措置先にも引き継ぐと共に、各機関は当該リストの副本を関係記録と伴に永年保存することとしている。

(2) 相談機能の強化

「ゆりかご」はできるだけ使われない方がよい施設であり、事前の相談で救済に導くことが本来の目的であるが、病院としての相談業務に尽力される中で、遠隔地からの出産直前の相談に対し民間相談員の協力を得て無事に病院での出産に結び付けたケースや、着の身着のまま慈恵病院に辿り着いた母子を公的相談機関との連携で無事に保護したケースなど、前回検証時以降も具体的な救済に結び付いた事例が認められる。

また、相談業務に従事するベテラン職員達で相談ケースに対するカンファレンス会議が随時開催されており、個別ケースの対応策や望ましい相談対応のあり方に関する協議が行われている。

ただ、慈恵病院が行う相談業務に関しては、前回検証と同様、次の3点が課題として認識されており、未だ対応策は見出せない状況にある。

- ・ 相談者等の身体、生命に急迫した状況が認められる場合の対応
- ・ 養子縁組を希望する相談者と斡旋事業者との仲立ちを行う取り組み
- ・ カトリック系の病院であるため、中絶に関する相談への対応

また、新たに次の点が課題として確認された。

- ・ 慈恵病院への相談の中に、「どうしても赤ちゃんを育てられない」、「今は子育てに自信が持てない」などの理由で「赤ちゃんを一時預かって欲しい」というケースがあり、対応に苦慮している。

※ このようなケースに関しては、「要保護児童」として、住所地を管轄する児童相談所へ全て通告することが確認されている。

なお、相談業務に関する統計データについては、当部会の指摘に基づき、慈恵病院、熊本市、熊本県の三者が各自の分類項目以外に統一した分類項

目を持つことで調整され、広く公表することになった。

(別添資料参照 ※準備の都合上、統一項目による公表は次回検証以降)

(3) 公的相談機関等との連携

「ゆりかご」の運用に関する公的相談機関等との連携については適切に対応されていると判断されたが、慈恵病院が受けた相談事案に関する連携については、直ちに児童相談所へ通告する必要がある要保護児童の情報伝達が遅れたケースが認められた。また、「ゆりかご」の運用や妊娠・出産に関する悩み相談に関連する個人情報の取り扱いについては、関係法令が規定する守秘義務や人権・福祉との関係で、その管理の徹底や対応が十分とは言いがたい状況が認められる。そのため、「ゆりかご」の運用に関連する情報公開のあり方についても、慈恵病院と公的相談機関等が相互に意思疎通を図り、更に連携を強化することが必要である。

そこで、今回の検証作業に当たっては、当部会として、慈恵病院の担当者から直接「ゆりかご」の運用や相談業務の状況を聞くとともに、個人情報の取り扱いに関する考え方を聴取したが、その結果は次の通りである。

- ① シンポジウムの場合やマスコミ等への事例紹介に当たっては、個人が特定されないようにすることはもとより、相談者との信頼関係を損ねないように配慮する必要性があることは認識しており、今後、十分に注意したいとのことであった。
- ② 情報公開のあり方については、できるだけ行政との連携を深めて共同歩調を取り、遺漏がないようにしたいと考えているとのことであった。

4 現時点での検証評価

以上の通り、前回検証時以降も「ゆりかご」の運用に刑事法上の「明らかな違法性」は認められないものの、今後も、関連する個人情報の管理徹底や情報公開に関する公的相談機関等との連携強化を進める必要があるなどの課題が認められることから、引き続き「ゆりかご」の見守りと検証を継続する必要がある。

なお、前回検証で指摘した「子どもの権利を侵害していないか」の検討については、平成19年11月30日に設置された中期的検証会議において検証を進めることとされたことから、当部会での議論も参考とした上で、慎重に審議されることを望むものである。

○熊本市要保護児童対策地域協議会「こうのとりのゆりかご」専門部会
第2次会议

・ 検証対象期間；平成19年9月～12月末までの4箇月間

・ 開催日時；平成20年1月16日（水）

15：00～18：30

（委員名簿）

氏名	役職	分野
恒成 茂行	熊本大学大学院教授	法医学(部会長)
弟子丸 元紀	益城病院医師	精神科
一門 恵子	九州ルーテル学院大学教授	心理学
国宗 直子	弁護士	法律
三淵 浩	熊本大学大学院准教授	小児科